

基本的考え方

○教育と研究は一体不可分という従来の発想からの脱却を図り、大学・大学院自身の選択と努力により、経済社会のニーズに応じた特色ある高等教育・研究機関づくりを推進すべき。

○情報公開の徹底により、大学が切磋琢磨できる競争環境を整備し、教育や研究の質を高めるとともに、大学の自発性に基づくその多様化、さらに受験生や学生の選択肢の対等な条件下での多様化を図るべき。

○教育については、学生数に応じた助成により、官民格差を是正。

○研究については、研究者個人又はそのチームの事後の厳格な評価に基づき研究費を助成。大学の性格を先験的に決定しての配分は不適切。

○その上で大学には徹底的な情報公開を義務付けることを中心に政府が関与すべき。画一的な指示、規制は不適切。

1. 大学・大学院教育の充実と卒業者の質の担保について

◆授業評価にあたっては、学生による評価を基本とし、外部評価はそれを補完するにすぎないものと位置付けるべき。

◆大学における英語教育の改善、教育研究施設・設備の整備については、一律に定めるべきではなく、各大学の独自の判断で行われるべき。

◆大学入試改革にあたっては、受験生の多様な選択が可能となるよう出題趣旨、採点基準、模範解答等を広く開示すべき。

2. 国立大学法人のマネジメント改革について

◆国立大学法人の権限と責任の一致を図った上で、大学のマネジメントは基本的に法人に委ねるべき。法人の自己責任の徹底こそ重要。一律に学長のみ権限強化を国が指示すべきでない。

◆国立大学法人の内部管理は、法人独自の判断で学長、理事会、あるいは理事会が委任した者に委ねることを可能とすべき。

◆大学の主要目的は教育及び研究たることは当然。経営目標は優れて学生数と研究費の確保であり、そのパフォーマンスに応じた経営評価がなされるべき。教育・研究以外の要素を重視すべきでない。

3. 大学・大学院の適正な評価と資源配分について

◆大学・大学院の評価にあたっては、官製ないし指定機関によるものは、補完的なものと位置付けるべき。むしろ教育は学生、研究は研究費配分機関による適正な評価を基本とすべき。

◆その際、留意すべき点は以下の通り。

1. 教育・研究別の評価

(1) 教育の評価

○学生の視点から大学の教育環境(例えば、学生一人当たりの教員数、校地校舎面積、図書館蔵書数等)に関する根拠資料・データを分析・開示することを評価に含ませるべき。

(2) 研究の評価

○大学に所属する研究者個人又は研究チーム構成員の研究業績を客観的に分析・開示することを評価に含ませるべき。

2. 適切な目標設定

○「評価方法」「評価結果に基づく配分方法」を予め示し、それを前提に各大学が目標設定を行うべき。

○当初の目標を低く設定すれば達成が容易となり評価が高くなる仕組みは回避すべき。

3. 客観的指標の採用

○学生の視点で有用な各大学が共通の客観的指標を定め、それらを開示することは学生が大学を選択する際に役立つ。

○公費投入に関する説明責任を果たす観点でも重要。

4. その他

○地域への貢献、大学改革の実施状況については、補完的な評価項目と位置付けるべき。

◆大学予算の「選択と集中」は各大学・大学院自身の努力の結果として達成されるもの。政府が一方向的に決めるべきでない。

◆情報公開を徹底し、上記評価に基づいて集まった学生数を基準とする公費配分への転換を図るべき。

◆研究費も研究者個人又はそのチームへの配分に早期に転換すべき。